

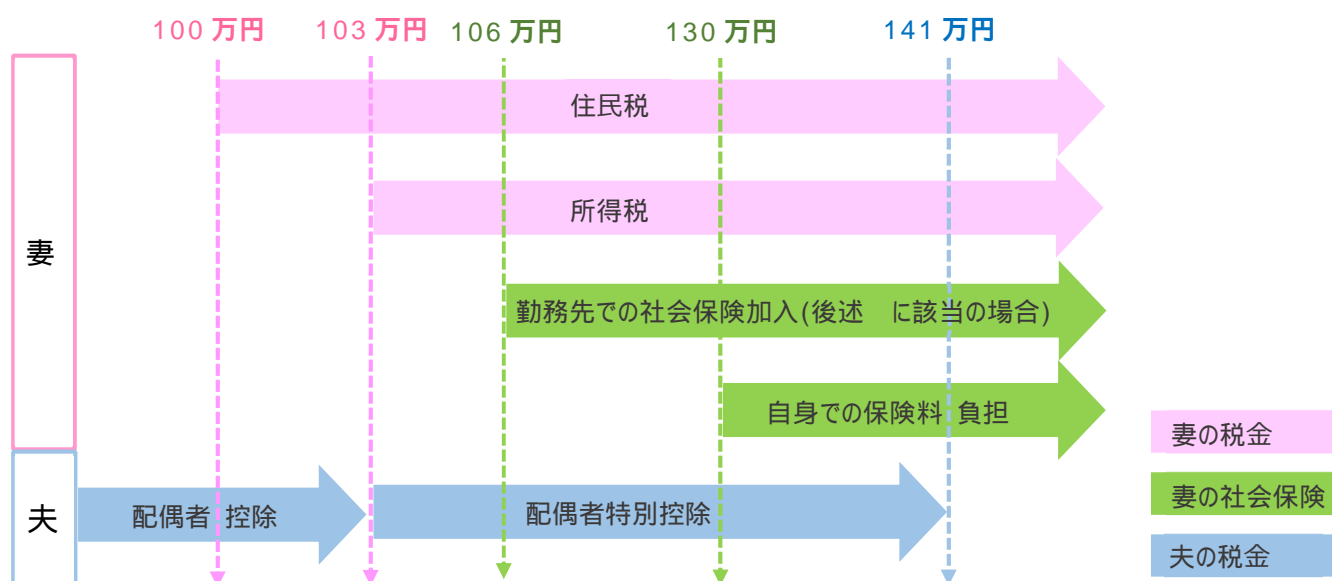
## 解説

## 103 万円？ 130 万円？ 平成 29 年現在のパートタイマーの収入の壁とは？

パートタイマーの収入の壁は制度によって要件等が異なります。また平成 30 年分より配偶者控除が見直されるため、今号で現状を確認することで、より改正点への理解を深めて頂きたいと思います。世帯主の夫とその配偶者であるパートタイムの妻のケースで、妻の収入をメインに解説します。

## I. ポイントとなる金額は？（平成 29 年分）

◆ パートタイムで働く場合、次のように収入の壁と呼ばれる金額が存在し、それぞれ制度が異なります。



## II. 103 万円の壁のポイントは、『妻が支払う所得税』と『夫の支払う所得税』の 2 点です。

## ◆ 妻の支払う所得税

所得税の基準となる金額は次のように計算します。妻の年間収入が 103 万円以下であれば課税所得は 0 のため、所得税は掛かりません。

$$\text{年間収入} - 103 \text{ 万円 (給与所得控除 } 65 \text{ 万円} + \text{基礎控除 } 38 \text{ 万円)} = \text{課税所得}$$

## ◆ 夫の支払う所得税

妻の年間収入が 103 万円以下であれば、夫は所得から 38 万円の控除を受けることができます(配偶者控除)。配偶者控除を受けることにより、夫の所得税が安くなります。

103 万円を超えた場合でも、その時点で夫の控除額が 0 となるわけではありません。103 万円を超えた場合でも、141 万円までは段階的に控除出来る可能性があります。(配偶者特別控除)

## III. 住民税の非課税ラインは 100 万円

◆ 所得税だけではなく住民税にも壁があり、妻の非課税ラインは次のように計算されます。

$$\text{給与所得控除 } 65 \text{ 万円} + \text{課税基準 } 35 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$$

上記は札幌市の場合です。お住いの地域によって課税基準が異なります。

## IV. 130 万円以上となると増える負担は？

- ◆ 妻の年間収入が 130 万円以上となると、社会保険上の扶養から外れるため、自身で国民健康保険や社会保険料を負担する必要が生じます。

年間収入が 130 万円未満であっても、勤務先で社会保険加入義務が生じた場合は、扶養に入ること  
は出来ません。

## V. 103 万円と 130 万円では、それぞれ計算方法が異なります。

制度	計算期間	通勤手当
所得税（103 万円）	毎年 1 月～12 月の収入	（非課税分のみ）除く
社会保険（130 万円）	今後 1 年間の見込み	含む

上記のとおり、103 万円は 1 月から 12 月までの収入となります。それに対し 130 万円は、今後 1 年間の見込み額となります。つまり過去にいくら収入があったとしても、現時点から 1 年間、収入が 130 万円未満であれば収入要件を満たすこととなります。

例：年収 240 万円（月給 20 万円）だった妻が、7 月で退職し専業主婦となった場合

1 月～12 月までの収入：20 万円×7 月 = 140 万円

- ・所得税 ➡ **扶養とならない**（103 万円を超えているため）
- ・社会保険 ➡ **扶養となる**（8 月から 1 年間の収入が 0 となる見込みのため）

例：専業主婦だった妻が、10 月から月給 20 万円の仕事に就いた場合

1 月～12 月までの収入：20 万円×3 月 = 60 万円

- ・所得税 ➡ **扶養となる**（103 万円以下のため）
- ・社会保険 ➡ **扶養とならない**（10 月からの 1 年間は 130 万円以上となるため）

## VI. 新たにできた 106 万円の壁

- ◆ 平成 28 年 10 月より、パートタイムに対する社会保険の適用が拡大されました。対象となるのは次の**全てに該当する方**となります。該当の場合、勤務先での社会保険加入となり、夫の扶養には入れません。

- 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- 賃金の月額が 8.8 万円以上であること
- 学生でないこと
- 従業員数が常時 501 人以上の企業に勤めていること

- ◆ 上記の条件を元に年収を計算すると次の通りとなり、新たに「**106 万円の壁**」が発生することになります。

月給 8.8 万円 × 12 月 = 105.6 万円

130 万円と異なり、**通勤手当・割増賃金・家族手当等は除いて算出します。**